

# 知っていますか？本人通知制度！

# ひがし

通算第 89 号

2023.8.14 No.3

「本人通知制度」は、住民票の写しや戸籍謄本などを、本人の代理人や第三者に交付した時に、本人に対して交付の事実を通知する制度です。この制度は第三者による不正請求を抑止し、個人の権利の侵害を抑止することを目的としています。通知を希望される人は、事前の登録申し込みが必須です。(※ただし、第三者への交付を差し止めるものではありません)

## 【登録できる人】

九重町に住民登録または本籍がある人(除籍された人など、九重町の戸籍に記載されている人を含みます)\*同一世帯、同一戸籍であっても個人単位の申し込みとなります

## 【通知の対象となる証明書】

・住民票の写し(除票・改製原住民票を含む)  
・住民票記載事項証明書(除票を含む)

・戸籍(除籍・改製原戸籍含む)  
・戸籍の附票(除附票・改製原附票を含む)

## 【通知する内容】

・証明書交付した年月日  
・証明書の種別と枚数  
・交付請求者(「代理人」・「代理人以外」の区別)  
\*交付請求した「代理人」および「代理人以外」の氏名・住所は通知できません。

## 【受付場所】

・九重町役場住民課・九重町隣保館・九重文化センター！各地区公民館

## ●登録に必要なもの

九重町本人通知制度事前登録申込書  
各受付場所にて配布しているほか、九重町役場ホームページからダウンロードできます。

## 本人確認書類

マイナンバーカード(個人番号カード)、運転免許証、パスポート、在留カードなど。未成年者は、親権者が申し込むことができますが、関係の分かる戸籍が必要です。(本籍が九重町の場合、省略可)

(広報ここのえ2023 7月号より)

## なぜ、このような制度が必要なの？

2011年の11月、東京都内のプライム総合法律事務所に関連した司法書士や元弁護士をはじめ5人が戸籍謄本等の不正取得で逮捕されました。このプライム社は、全国各地の探偵社や調査会社から依頼を受けて不正取得を繰り返し、その数は一万件を超えていました。また、それ以前にも行政書士などによる大量不正取得が行われていました。

この背景には、いまだに結婚や就職の時に身元調査を行い、出身地や国籍などで相手を判断する差別意識や悪しき社会的慣習が存在していると考えられます。

多くの人が、この本人通知制度に登録すれば、不正取得をしようとする人達への大きなブレーキとなると思われます。

手続きは簡単ですので、ぜひ、登録を。